

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見募集の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）での公表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

令和元年8月1日(木)～令和元年8月31日(土) 31日間

(4) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

(5) 意見提出先

環境省自然環境局自然環境計画課

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

3通

※なお本件意見募集とは直接関係のない意見（1件）について、環境省の考え方は示
しませんが、承っております。

(2) 整理した意見の総数

- ・「自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令案」に係るもの：3件

3. 寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>鉱物の採掘は環境を破壊しない範囲で行う等の規制を設けるべき。また、大臣が良いといえれば話が進められる法案は賛成できない。</p>	<p>本年4月に公布された改正自然環境保全法第35条の4第5項において、「環境大臣は、特定行為で当該特定行為に伴う海底の形質の変更が沖合海底特別地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないことその他の環境省令で定める基準に適合しないものについては、第三項の許可をしてはならない。」とされています。また、許可申請のあった特定行為については、本改正により規定を設ける沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準に基づき、適正に審査します。</p>
2	<p>特定行為を行う主体が日本国籍を有する個人や団体等でない場合は許可をしないのか。</p>	<p>改正自然環境保全法第35条の4第3項の規定は、日本国籍を有さない個人や団体等も対象となります。許可申請のあった特定行為については、本改正により規定を設ける沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準に基づき、適正に審査します。</p>
3	<p>排他的経済水域や公海においても環境影響評価を重視する国際的な流れを踏まえると、今回の改正による沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請に係る制度は重要。一方、今回の改正は現行の自然環境保全法による陸域の制度との整合性を重視しているように見受けられるため、国際的な諸規則との整合性を吟味してほしい。また、現行の厳正自然環境保全地域のように、沖合域の海底にも、厳正に自然環境を保全する海域を設定すべき。</p>	<p>御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>